

令和2年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要  
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

- 1 開催日時 令和2年5月15日（金） 9：25～9：50
- 2 開催場所 青森市役所柳川庁舎 2階 大会議室
- 3 対象施設 南北後潟館  
野木ふるさと館  
牛館ふれあいセンター
- 4 出席者
  - (1) 選定評価委員  
委員長 小野 正貴（企画部次長）  
副委員長 大久保 文人（総務部次長）  
委員 岩船 彰（青森中央学院大学教授）  
委員 西村 晴夫（東北税理士会青森支部税理士）  
委員 川村 敬貴（環境部次長）  
委員 福井 直文（福祉部次長）  
委員 小笠原 聡（浪岡事務所次長）
  - (2) 施設所管課（農地林務課）  
課長 今野 恭男  
主幹 梅原 裕司  
主事 小堀 修嗣
  - (3) 制度所管課（財政課）  
副参事 鈴木 健司  
主幹 熊谷 圭介  
主査 吉田 敏和
- 5 案件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査
- 6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で以下のとおり了承された。
  - (1) 指定管理者制度導入の適否：適
  - (2) 指定期間：5年
  - (3) 利用料金制：「利用料金制なし」から「一部利用料金制」へ
  - (4) 募集形態：非公募
  - (5) グルーピングの適否：なし（単独施設）
- 7 主な質疑応答

委員：指定管理者制度の導入により、市が直営もしくは施設管理業務委託に比べ、業務の管理運営及び効率性についてメリットがあると説明されているが、具体的な管理運営に関するメリットや効率性としての費用等に関する試算を示すことはできないのか。

施設所管課：共同利用センター3施設は地元地縁団体（町内会で作る組織）を非公募で指定管理者としている。

公の施設の管理運営については、管理委託制度でも公共的団体である町内会が受託することが可能であることから、町内会を委託先として業務委託を行うこともできるが、指定管理者制度では施設の使用許可等を指定管理者が行うことが可能であるため、共同利用センターのように管理人が常駐していない施設においては、使用許可から鍵の貸し借りまでを一体的に行うことで効率的な施設の管理運営につながる。また、施設の維持管理のための点検などを日常的に行う意味でも、地元地縁団体が管理運営するということにメリットがあり、直営での管理運営とはしていない。